

農 林 水 産 祭 表 彰 要 領

制 定：昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達
一部改正：昭和49年8月29日付け49総第456号
〃：昭和53年10月5日付け53総第880号
〃：昭和57年7月20日付け57総第373号
〃：昭和62年8月31日付け62総第360号
〃：平成27年6月23日付け27総第11号農林水産事務次官依命通知
〃：平成29年5月19日付け29文第43号
〃：平成30年7月31日付け30文第83号

1. 趣 旨

農林水産業の産業的発展と技術及び経営の改善意欲の高揚を図るため、農林水産諸団体等の主催する一定規模以上の品評会、共進会、競作会等の表彰行事であって、農林水産祭参加行事として体系づけられるものにおける表彰は、農林水産祭開催要綱及びこの要領の定めるところにより、公正かつ一貫した基準のもとに行うものとする。

2. 天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞

- (1) 農林水産祭参加の品評会、共進会、競作会等の表彰行事については、その出品財の優秀なものに対し、この要領にもとづく基準により農林水産大臣賞を授与するものとする。
- (2) 農林水産大臣賞を授与された出品財のうち、その性質・内容が抜群で広く社会の賞讃に価するものにあつては天皇杯、それに次ぐものにあつては内閣総理大臣賞又は日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われる。
- (3) 天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与は、11月23日農林水産祭当日に行う。
- (4) 農林水産祭参加表彰行事は、年間を通じ随時開催されるものとし、同行事において農林水産大臣賞を授与された出品財については、11月の農林水産祭の際にこれを一括発表するとともに、記念品の贈呈を行う。

3. 農林水産祭参加資格

農林水産祭に参加できる表彰行事は、次の資格要件を備えたもので、かつ、受賞の対象となる出品財の範囲及び出品条件、審査基準等がこの要領の規定に違背しないものとする。

- (1) 表彰行事の参加範囲が都道府県の全域又はそれ以上の区域にわたるものであること。
- (2) 表彰行事の主催者が次のものであること。
 - ① 都道府県
 - ② 都道府県の全域又はそれ以上を区域とする団体等であつて、その組織及び性格の明確なもの。ただし、都道府県の一部を区域とする団体又は市町村等が、共催者として参加することは差し支えない。

- (3) 表彰行事に参加する出品財が、国民経済上重要性をもち、農林水産業の産業的発展に役立つものであること。
- (4) 表彰行事が営利を目的とするものでないこと。
- (5) 表彰行事が農林水産祭の趣旨を体して開催され、かつ、明文の開催要綱、審査規程等を備え、適格な審査員を有するものであること。
- (6) 表彰行事がこの要領の規定による出品点数を持ち、受賞単位を備えていること。

4. 農林水産祭参加表彰行事における受賞対象

- (1) 農林水産祭参加表彰行事における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門について行うものとし、受賞の対象となる出品財の範囲は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門においては次の4種目とする。

① 産物（動物を含む。以下同じ。） ② 技術・ほ場 ③ 経営 ④ 女性の活躍

また、多角化経営部門においては、上記4種目のうち③ 経営及び④ 女性の活躍とする。

なお、出品財の範囲の詳細は別表①による。

- (2) 産物（動物を除く。）は、生鮮品、乾燥品及び加工品を対象とする。ただし、加工品については、おおむね第1次加工品の範囲とする。

また、動物は、家畜、家さん及び淡水魚とし、基礎家畜のほか子畜、肉畜、淡水魚などの産物をも対象とする。

- (3) 技術は、農林水産業の生産行程の一部又は全部について、次のものを対象とする。

① 競技会、競演会、技術交換会等人と技術の結合した個別技能
② 産乳、産卵能力競技等单位生産量を条件とする技術
③ 生産行程の一部に関する個別技術

- (4) ほ場は、農林水産業生産の直接の母胎である立毛、立木等を主たる対象とし、これに関連する技術を併せて対象とする。

- (5) 経営は、特に部門別区分を設けず、経営全体を受賞の対象とする。ただし、部門別区分を必要とする場合は、農業粗収益等を指標として主部門を判定し、当該部門が経営内で相当の比重を持つことを条件として区分する。

- (6) 女性の活躍は、個人又は組織の活動における女性の活躍を推進し、又は女性が顕著な貢献をしている取組又は経営管理を受賞の対象とする。

5. 農林水産祭参加表彰行事における受賞単位

- (1) 農林水産祭参加表彰行事は、一定点数以上の出品財群からなる受賞単位を備えることを要するものとし、農林水産大臣賞状の交付は受賞単位を基礎として行うものとする。

- (2) 産物（動物を除く。）を受賞対象とする場合にあっては、出品点数100点以上の出品財群をもって、産物以外の種目（動物を含む。）を受賞対象とする場合にあっては、出品点数30点以上の出品財群をもって、それぞれ受賞単位とする。

- (3) 1表彰行事が2以上の受賞単位を有することは差し支えない。

- (4) 農林水産祭参加表彰行事に交付される農林水産大臣賞状は、受賞単位の大小により、交付点数に差等があるものとする。

- (5) 受賞単位は、原則として同一の出品条件と審査基準のもとにおける同種同類の出品財をもって構成するものとするが、同一部門内の2以上の異種の出品財をもって1受賞単位としても差し支えない。ただし、この場合も農林水産祭参加表彰行事の統一的な開催要綱、審査規程等があることを要するものとする。
- (6) 同一区域内の同一品目等、通常1受賞単位にまとめることを適当とするものについて、これを2以上の受賞単位に分割することはできないものとする。
- (7) 産物と、産物以外の種目とを組み合わせて1受賞単位とすることはできないものとする。
- (8) 総合共進会、経営コンクール等、出品財が2以上の部門にわたる行事については、各部門ごとに受賞単位を設定することも、数部門を通じて受賞単位を設定することもできるものとする。ただし、天皇杯等（天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞をいう。以下同じ。）の選賞に当たり、部門別区分の不明なものについては、受賞出品財の性格等から判断して、それぞれ適当な区分を農林水産祭中央審査委員会において決定する。
- (9) 出品点数は、当該農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に定められた出品規格に適合するもののみをもって計算する。
- (10) 産物以外の種目（動物を含む。）で予選を行う表彰行事の場合は、予選時の参加出品財も出品点数に加えることができる。ただし、6に規定する出品条件を備えたものであることを要する。
- (11) 同一出品財を、2以上の受賞単位に重複して点数計算することはできない。
- (12) 受賞の対象とならない参考出品は、出品点数に加えない。

6. 農林水産祭参加表彰行事における出品条件

農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞の選賞審査の対象となる出品財は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 出品財は、農林水産等を業としていとなむものの生産又は管理に属するものとし、試験研究、趣味鑑賞等を直接の目的とするものを含まないこと。
- (2) 出品財は、そのものの性質、形状、所在個所等が比較的調査容易なものとし、審査技術上いちじるしく困難なものを含まないこと。
- (3) 出品財のうち産物については、出品者がこれを商品として継続的に生産販売しているものとし、農林水産祭参加表彰行事に出品するため特別に用意された技芸的製品の類を含まないこと。
- (4) 出品財の出品者は、産物の場合にあつてはその生産者及び管理者、ほ場の場合にあつてはその管理者、技術の場合にあつてはその実技者、生産者又は管理者、経営の場合にあつてはその経営者又は管理主体、女性の活躍の場合にあつては経営者、管理主体又は部門責任者とする。
- (5) 出品財は、一定の出品規格に適合するものとし、この規格を農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。ただし、経営及び女性の活躍を対象とするものは別とする。
- (6) 出品財は、その基礎となる技術及び経営を重視する建前から、生産規模、経営規模

等に一定の条件を付し、これを当該農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。これらの規模の指標は、計数をもって容易に表示しうる単純なものを採用し、出品財の性質、立地条件、経営組織等に応じてこれを定めること。

なお、生産規模、経営規模等の部門別・種目別最低基準は別表②による。

7. 農林水産祭参加表彰行事における審査基準

農林水産大臣賞の選賞を目的とする農林水産祭参加表彰行事の出品財の審査は、産物、技術・ほ場、経営及び女性の活躍の種目別に、次の点を考慮して行うものとし、その要旨をそれぞれの審査基準中に織り込むものとする。

(1) 産物について

〈動物以外の産物〉

出品財の品質に審査の重点を置き、外観の偏重を厳に避けるとともに、生産の基礎となる技術及び経営についても十分考慮を払うこと。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① 食味、栄養価値、歩留り、形状、色沢、香気、耐久力その他品質が優良なこと。
- ② 優れた商品価値を持ち、大衆消費に適合する条件を備えていること。
- ③ 出品者の技術及び経営が水準以上で、出品財以外の同種の生産物もおしなべて品質が優れ、産物として安定したものであること。
- ④ 生産費が高くないとみられること。

〈動物〉

家畜・家きん・淡水魚の状態とともに、その飼養管理に関する技術を併せて審査すること。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① 動物の体型資質、産出能力が優れていること。
- ② 動物の管理状態、管理技術が優れていること。
- ③ 出品者の経営が水準以上であること。

(2) 技術・ほ場について

〈技術〉

個別技能、個別技術等について、記録、成績、合理性、安定性、普及性等技術そのものの良否を審査するとともに、その技術が出品者の経営及び地域社会に果たす役割についても十分考慮すること。

選賞は、記録の優劣等のほか、次の点を判断して行うこと。

- ① 当該技術が科学的基礎を持ち、かつ、その機能が優れていること。
- ② 当該技術が安定性と普及性を持っていること。
- ③ 技術の基底に労働節約の考慮が払われていること。
- ④ 個別技能以外の種目については、出品者の経営が水準以上であること。

〈ほ場〉

立毛、立木等の状態とともに、その栽培管理に関する技術を併せて審査すること。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① ほ場における立毛、立木等の生育状態、管理状態が優れていること。
- ② ほ場等の管理技術が優れていること。

- ③ ほ場等の産出能力が大きいこと。
- ④ ほ場等の管理に労働節約の考慮が払われていること。
- ⑤ 出品者の経営が水準以上であること。

(3) 経営について

経営全体を審査するとともに、その経営が地域社会に果たす役割についても十分考慮すること。

選賞は、次の点を総合的に判断して行うこと。

- ① 立地条件からみて経営が合理性と安全性を持っていること。
- ② 経営が近代化、拡大化の方向をたどっていること。
- ③ 生産基盤の整備、資本装備の投資がかなり行われ、その利用効率が高いこと。
- ④ 土地利用及び労働力利用が合理的であること。
- ⑤ 栽培技術、飼育技術その他の技術が優れていること。
- ⑥ 労務管理、土地管理その他経営全体の管理について配慮されていること。
- ⑦ 経営が計画性を持ち、経営者の経営改善意欲が大きいこと。
- ⑧ 経営簿記、労働簿記又はこれに類する記帳と決算が行われ、生産性が高く農林水産業所得が水準以上であると認められること。

(4) 女性の活躍について

女性の活躍に着目した取組又は経営全体を審査するとともに、その取組又は経営が地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。

選賞は、次の点を総合的に判断して行うこと。

- ① 女性が働きやすい環境を整備していること。
- ② 女性が積極的に登用され、取組が正当に評価されていること。
- ③ 女性の取組が、事業や地域農林漁業の発展に貢献していること。
- ④ 農林漁業生産に意欲的であり、経営が安定していること。

8. 農林水産祭参加表彰行事における審査方法

審査は、それぞれの農林水産祭参加表彰行事の審査基準に基づき、次により、公正を旨として行う。

- (1) 審査に当たっては、可能なかぎり出品者名を秘す等の方法により、出品財に即した評価を行い、その後において人物その他の事情を加味した総合的判断をくだすなど、選賞の公平を期すること。
- (2) 審査に当たっては、出品財に関する判断資料を全員に提供し、得点制による評価を行うなど、審査員全員の意見が反映するよう留意すること。
- (3) 選賞に当たっては、候補出品財数点を選び、これについて現地調査その他の確認調査を行うなど、慎重な過程を踏むこと。

産物を対象とする農林水産祭参加表彰行事で現地調査の困難なものは、出品に際し必要事項を記載した出品カード等を添えさせること。

9. 天皇杯等選賞中央審査

- (1) 天皇杯等の選賞資格を持つものは、当該年度の前年の7月1日から当該年度の6月30日までの間に、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与された出

品財とする。

(2) 天皇杯等の選賞区分は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門並びにこれら6部門における女性の活躍とする。

(3) 天皇杯等の選賞審査は、農林水産祭中央審査委員会において行う。

農林水産祭中央審査委員会は、農林水産大臣の委嘱する大学教授等大学関係者、試験研究機関関係者その他学識経験者をもって構成する。

(4) 選賞審査は、7の審査基準によるほか、次の点を考慮して慎重に行う。

① 出品財の性質・内容が抜群で、広く社会の賞讃に価するものであること。

② 出品財の基礎をなす技術及び経営が特に優秀であること。

③ 出品財が農林水産業の近代化と産業的発展に役立つものであること。

④ 出品財が地域社会に貢献するものであること。

⑤ 出品者について、人物、団体の運営等が健全であること。

(5) 選賞審査は、農林水産祭中央審査委員会の分科会において、各農林水産祭参加表彰行事の審査報告書に基づく書面審査を行い、選ばれた数点の候補出品財について現地調査その他の確認調査を実施した後、農林水産祭中央審査委員会総会において決定する。

分科会は、天皇杯等の選賞区分の部門ごとに6分科会を設けるほか、別に経営分科会を設ける。

(6) 経営、女性の活躍等に属する受賞出品財で、天皇杯等の選賞に当たり部門別区分の不明なものについては、関係分科会の議を経てそれぞれ適当な区分を決定する。

(7) 書面審査、現地調査等の協力者として、必要に応じ、農林水産祭中央審査委員会に専門委員を置く。

(8) 農林水産祭中央審査委員会は、審査の過程において必要に応じ、農林水産祭参加表彰行事の選賞に参加した審査員の長の意見を徴するものとする。

附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

1. この要領は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

2. この要領の実施の日（昭和57年7月20日）までにおいて、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事で、改正前の農林水産祭表彰要領9の農林水産祭審査員団の審査員の指名配属を受けたものについては、改正前の農林水産祭表彰要領を適用する。

附 則（昭和62年8月31日付け62総第360号）

この要領の改正後の規定は、昭和63年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

ただし、昭和63年度においては、「8月1日」とあるのは、「9月1日」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年6月23日付け27総第11号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

ただし施行日前に出品した出品財のうち生活種目に係るものについては、女性の活躍

種目として出品されたものとする。

附 則（平成29年5月19日付け29文第43号）

この要領の改正後の規定は、平成29年5月19日から施行し、平成29年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。ただし、施行日前に出品された出品財のうち、経営及び女性の活躍に係るもので、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組が見られる出品財については、多角化経営部門において審査できるものとする。

附 則（平成30年7月31日付け30文第83号）

この要領の改正後の規定は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

この場合において、平成31年度においては、「7月1日」とあるのは、「8月1日」と読み替えるものとする。

別表①（４の(1)関係) 受賞の対象となる有形財・無形財の範囲

部門 種目	農産・蚕糸	園 芸	畜 産	林 産	水 産	多角化経営
産 物	米 麦類 雑穀 豆類 種苗 農産加工品 まゆ 生糸 (玉糸を含む。) 桑苗 地域特産物 (茶、こんにゃく等 の工芸作物、いも類、 その他地域の特産農 産物) 地域特産加工品	果実 野菜 花き 種苗 園芸加工品	牛乳 食肉 鶏卵 その他畜産物 飼料作物調整品 畜産加工品 家畜・家きん	きのこ類 木炭 竹材 その他特用林産物 木材 種苗 林産加工品	海藻類 真珠 水産加工品 淡水魚	—
技術・ほ場	上の各部門に属するひな鑑別、装てい、削てい等の個別技能及び生産行程の一部に関する個別技術 ほ場については、次のとおりの範囲とする。					—
	立毛ほ 種苗ほ 桑園 地域特産物に 係る園	立毛ほ 果樹園 種苗ほ	飼料ほ 牧野	林地 (肥培を含む。) 苗ほ (母樹林を含む。)	養殖場 養魚池	
経 営	農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門に属する個人経営、法人経営、生産集団（管理主体の明確なもの）に係る経営。なお、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられる出品財については、多角化経営部門において審査できる。					
女性の活躍	農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門に属する個人又は組織の活動において女性の活躍を推進し、又は女性が顕著な貢献をしている取組又は経営管理。なお、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられる出品財については、多角化経営部門において審査できる。					

別表②（6の(6)関係） 出品条件としての生産規模・経営規模等の最低基準

部門 種目	農産・蚕糸	園 芸	畜 産	林 産	水 産	多角化経営
産 物	計数による最低基準は特に設けないが、地域の生産の実情に応じて生産規模及び経営規模について十分考慮すること。					—
技術・ほ場	個別技能、個別技術については特に最低基準は設けない。 ほ場については、以下のとおりの最低基準とする。					—
	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	
	立毛ほ 種苗ほ 桑園 地域特産物に係る園 10アール以上 ただし、茶園、こんにゃくほ及びその地域の特産農産物に係る施設園芸ほについては、5アール以上	立毛ほ 果樹園 種苗ほ 10アール以上 ただし、施設園芸については、5アール以上	飼料ほ 10アール以上 牧野 50アール以上	林地 20アール以上 苗ほ 10アール以上	養殖場 5アール以上 淡水養魚池 1アール以上	
経 営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸については、50アール以上の経営 桑園 40アール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園50アール以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏 700羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数30,000羽以上の経営	林地 3ヘクタール以上の経営 苗ほ 50アール以上の経営 しいたけほだ木 3,000本以上の経営	平年水揚高 190万円以上の漁業経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について、十分考慮すること。
女性の活躍	計数による最低基準は特に設けないが、女性の活躍に鑑み、地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。また、多角化経営部門での審査を行う場合は、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について十分考慮すること。					